新宿区産業振興会議 第7期 報告書

「VUCA」の時代の中小企業・地域産業

人とモノの動きに大きな影響を与えたコロナ禍から日常生活に戻り、新宿もようやくかっての賑わいを取り戻してきたものの、国内では物価上昇が続き、海外では戦禍が絶えず、トランプ 2.0 の関税問題は世界を震撼させている。その一方で、AI など先端技術の変化が5年前には想像できなかった世界を広げている。それは豊かな未来を導いてくれるかもしれないし、社会を混沌としたものにするかもしれない。これからしばらくは、変動性(Volatility)、不確実性(Uncertainty)、複雑性(Complexity)、曖昧性(Ambiguity)を合わせ持つ「VUCA」の時代が続くだろう。新宿の中小企業や地域産業も「VUCA」と付き合っていかなければならない。

しかし、「VUCA」の時代には定まった答えはない。定まった答えがないから「VUCA」であり、それぞれの企業、それぞれの地域が自らの優位性を生かし、柔軟に対応していく中で答えを見つけ出していかなければならない。過去に答えはなく、過去から未来の答えを創造していかなければならない。我々は、それだけ難しい時代に直面していることを自覚する必要があるだろう。

今期の新宿区産業振興会議では、「VUCA」の時代という大きな岐路に直面している新宿の中小企業と地域産業が、「VUCA」を直視し、それを乗り越えて発展していくためには、従来の枠を超えた発想と対応が必要であり、そのための行政側の支援策も従来の枠組みを超えた新たな切り口が必要であるという視点から、議論を行ってきた。報告書にある通り、これまでの中小企業支援の枠組みを再検討、整理したうえで、対象と方向性を明確にした。議論され、進めてきたことは、まだその一部で、今後さらに精緻化、具体化されていかなければならないが、それは次期以降の課題になる。

新宿の最大の強みは、多くの人が集まる「賑わい」である。多くの人が生活し、仕事をし、 楽しみを求めて集まっている。「賑わい」を取り戻した新宿の優位性を生かした「VUCA」 の時代への中小企業と地域産業の発展に期待する。

新宿区産業振興会議 会長 植田 浩史

目次

第1章 新宿区産業振興会議について	
1. 新宿区産業振興会議について	
2. 第7期産業振興会議の検討事項	2
第2章 経営支援施策の現状と課題	3
第3章 経営支援施策の推進について	7
第4章 創業支援施策の現状と課題	1 1
第5章 創業支援施策の推進について	1 5
産業振興会議委員のコメント	2 1
資料編	2 7
1. 第7期新宿区産業振興会議 委員名簿	
2. 第7期新宿区産業振興会議 開催実績	
3. 新宿区産業振興基本条例	
4. 新宿区産業振興会議規則	

第1章 新宿区産業振興会議について

1. 新宿区産業振興会議について

新宿区では、産業振興に関する基本的な考え方を示すとともに、産業に関わるすべてのものの役割を明らかにして、持続的・体系的な施策の展開や課題の解決を図っていくための指針として、平成23年4月に「新宿区産業振興基本条例」(以下、「条例」という。)を施行しました。同年、条例に基づき、産業振興施策を効果的・効率的に実施していくため、区長の附属機関として「新宿区産業振興会議」(以下、「産業振興会議」という。)が設置されました。

また、産業振興会議での検討を踏まえて平成30年3月に策定された現行の「新宿区産業振興プラン」(以下、「産業振興プラン」という)は、「新宿区基本構想」および「新宿区総合計画」の実現を目指した個別計画として位置付けられ、新宿区が目指すまちの姿を産業振興の面から実現していくための基本目標や施策の方向性を明らかにしています。

産業振興会議は、学識経験を有する者、区民及び事業者並びに商店会、産業経済団体、 金融機関及び教育研究機関のそれぞれの関係者から構成されており、区の産業振興に関 する事項について調査審議し、区長に意見を述べることを規定しています。

産業振興基本条例 新宿区基本構想 (2025年のめざすまちの姿) 設置 意見 (報告書) 産業振興会議 新宿区総合計画 区 長 (2018~2027年度) 策定・検討 新宿区産業振興プラン 産業振興を図る 新宿区実行計画 ための施策 (2018~2027年度) 産業振興施策の実施 新宿区総合戦略 (人口減少克服・地方創生) 新宿区人口ビジョン

新宿区の計画体系と産業振興会議、条例との関係

2. 第7期産業振興会議の検討事項

第6期では、コロナ禍や物価高騰による様々な課題に直面する区内中小企業・個人事業主の取組を後押しし、地域経済の活性化を図っていくためにはどのように施策を推進することが重要かを考え、今後の産業振興施策の方向性を検討しました。

この検討の中では、「中小企業が成長・発展し続けるまち」、「地域特性を活かし付加価値を生み続けるまち」という2つの観点から、区に対して具体的な施策についての意見を示し、区ではこれらの意見を受けて、区内中小企業・個人事業主の経営力強化のための取組や地場産業支援の取組などを更に進めてきたところです。

第7期では、現在の区内中小企業・個人事業主を取り巻く社会・経済状況を踏まえ、経営支援をさらに強化する施策、また、将来に向けて地域での想像力のある産業を形成・育成していくための創業支援を強化する施策を取り上げ、それぞれを推進・展開していくための具体的な施策を掘り下げ、検討を行いました。

第2章 経営支援施策の現状と課題

経営支援は、融資や補助金などの資金面での支援と経営相談やセミナーの提供、専門家派 遺などの人的支援により構成され、経営環境の見通しが立ちやすい状況では、資金面での支 援が課題解決に効果的ですが、現在のような経営環境が不透明かつ変化の激しい時代にお いては、何を課題として認識・把握するかという課題設定型の人的支援が益々重要になって きています。

本章では、こうした認識に基づき、区の経営支援のうち人的支援の各事業における現状と 課題を抽出し、次章で今後の施策の展開について提言します。

1. 相談支援について

(1)利用状況

区の商工相談1では、中小企業診断士の資格のある相談員が、事業計画や経営の合理化など、経営一般に関する相談を受け、適切な助言を行うことで、事業者の経営力の強化を支援しています。具体的な相談内容については、4 頁に示すとおり、融資と特定創業に関する相談の合計が全体の約 9 割を占めています。融資の相談では、対象要件や必要書類の確認が中心であり、また、特定創業では、特定創業支援等事業2に基づく法人登記手数料の減免等が主な目的となっており、経営内容そのものに関する相談については、年度によって多少の増減はあるものの、商工相談の利用が限られている状況です。また、事業所や店舗に中小企業診断士や社会保険労務士等の専門家を派遣する「ビジネスアシスト新宿3」の事業では、利用件数が多くない状況が続いています。

以上のことから、区内中小企業・個人事業主の経営に、こうした区の経営相談の各種 機能が十分に活用されていないことが課題となっています。

¹ 商工相談・・・区内中小企業・個人事業主や商店会等に対して専門知識を有する商工相談員(中小企業 診断士等)が実施する経営全般に関する相談や助言、経営診断

² 特定創業支援等事業・・・産業競争力強化法により認定を受けた新宿区創業支援等事業計画に基づく、経営、財務、人材育成、販路開拓の知識を習得するための創業の支援事業。この事業に位置付けられたセミナー等の支援を受けた創業者・創業希望者は、関係機関から証明書の発行を受けることで、「登録免許税の軽減」や「創業関連保証の特例」等の優遇を受けることができる。

³ ビジネスアシスト新宿・・・中小企業診断士、社会保険労務士等の専門的な知識を持った指導員が事務 所等を直接訪問し、経営の改善や課題解決のためのアドバイスを実施する事業

【商工相談の実績 (年度別)】

(単位:件)

=			· -								
	H27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
融資	1, 498	1, 436	1, 265	1, 274	1, 312	2, 665	1, 348	1, 408	832	829	13, 867
特定創業	9	147	141	99	139	204	315	584	795	556	2, 989
開業	13	10	9	5	13	78	57	55	36	47	323
経営	35	23	15	0	7	2	16	11	40	70	219
経営診断	22	21	23	10	24	14	22	14	20	21	191
その他	2	1	2	3	5	9	14	12	13	12	73
取引	1	0	0	1	1	0	0	1	3	0	7
労務	0	0	0	0	2	1	1	1	2	1	8
税務	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2
経理	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	1, 580	1, 638	1, 455	1, 393	1, 503	2, 973	1,774	2, 087	1, 741	1,536	17, 680

【「ビジネスアシスト新宿」の実績(年度別)】

(単位:件)

年度	H27	H28	H29	Н30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
件数	15	15	10	23	28	45	42	51	22	33	284

(2) 相談支援体制

令和6年度まで実施されていた訪問型の「ビジネスアシスト新宿」は、公認会計士、中小企業診断士等の専門家を、希望する企業に長期間、継続的に派遣する制度として、平成16年度に「ベンチャー企業道場しんじゅく」の名称で開始し、平成20年度に「ビジネスアシスト新宿」の名称に変更しました。毎年度、応募のあった事業者から10事業者程度を選定し、毎月1回を基本として約1年間継続的に専門家を派遣する制度として実施されていました。この制度では、支援対象が1年に10事業者程度と限られていたことから、より多くの事業者が利用できるよう、平成25年度に希望する事業者が随時利用できる制度に変更され、令和6年度まで運用されてきました。

「ビジネスアシスト新宿」により専門家派遣の申込みをする際、来所型の商工相談の 事前利用を必須の要件とはしていなかったため、それぞれ別々の事業として運用され、 商工相談と「ビジネスアシスト新宿」の両方を利用した場合においても、相談内容が事 業間で共有されず、事業者の課題を効果的に解決していくという点で課題がありまし た。

また、国や東京都等においても、様々な産業振興施策が展開されていますが、こうした各支援機関が実施する様々な施策をこれまで以上に相談業務の中で的確に案内できるよう、相談支援体制を強化することも求められています。

(3) 商工相談員の相談力強化

現在、区内中小企業・個人事業主は、価格転嫁、人手不足、DX化への対応など様々な経営課題を抱えており、商工相談員には、こうした高度化する課題を分析し、解決に向けた支援を行っていくことが求められています。

現行の商工相談員は、中小企業診断士の資格を有し、中小企業支援に関する専門知識や経験を備えていますが、業務に関するマニュアルや相談員に対する研修等の仕組みがなく、相談業務の質の確保が相談員自身の経験や資質に委ねられており、高度化する経営課題に的確に対応するためには、組織としてマネジメントの確立が課題となっています。具体的には、各相談に対する課題解決のアプローチについて、個人の経験や資質だけに頼らず、組織としての明確な運営方針の下、事業者に対して最適な助言を行えるよう、相談員一人ひとりの相談力を強化する必要があります。

また、商工相談員は、相談員間で相談事例を共有するなど一定程度の連携を図ることができていますが、日々の相談業務において第三者の助言を受ける仕組みがないほか、他の支援機関における相談事例や支援のアプローチ等を学ぶ機会が少なく、相談の知識やスキルの定期的なアップデートを個人に委ねている状況です。

(4) 専門分野の多様化

令和6年度まで実施されていた「ビジネスアシスト新宿」には、約30名の専門家が登録され、その大半が中小企業診断士のため、より専門的な相談への対応が難しい体制となっていました。中小企業支援には様々な分野の専門家の支援も効果的であることから、今後は各事業者の業務内容や課題に応じ、販売促進をはじめ業務効率化や人材育成など、幅広い分野からエキスパートを招聘し、専門分野の深化や多様化を図ることが求められています。

(5) 相談記録の活用

現在、相談記録が紙媒体で保存されているため、相談員が過去の相談記録をすぐに確認できない環境となっており改善が必要です。また、紙媒体では相談員間での事例の共有に支障があるとともに、業種別や従業員規模別の相談内容等の分析を行う点でも改善を検討していく必要があります。

(6) 利便性の向上

現在、商工相談の空き状況がホームページ等で公開されていないため、面談を予約する際は、利用者が電話で空き状況を確認する必要があります。また、相談方法も対面型の面談のみとなることから、来所が必須となっており、事業者の利便性の向上を図ることが課題となっています。

(7) 認知度の向上

令和 6 年 7~9 月期の景況調査における特別調査では、商工相談の認知度は、「知っている」が約 31%、「知らない」が約 69%となっています。また、「ビジネスアシスト新宿」の認知度は、「知っている」が約 16%で、「知らない」が約 84%となっています。

認知度が低い理由として、商工相談を利用して何を相談できるのか、「ビジネスアシスト新宿」がどのような事業なのか、知られていないことが要因と考えられます。事業の名称の検討も含めて、効果的に事業について発信していくことが必要です。

2. 講座の提供について

(1)講座内容の多様化

区は令和 5 年度及び 6 年度に、区内中小企業の経営者及び従業員、個人事業主を対象に、売上向上に結びつける講演や実践的な学びのための「売上向上実践講座4」を開催するなど、事業者を取り巻く経営課題に対応した事業を行っています。事業者を取り巻く課題は多岐に渡っており、社会経済状況の変化に迅速に対応するためには、スピード感をもって、講座内容の多様化を図りながら、事業者にとって有意義な講座を提供していくことが重要です。合わせて、こうした講座やセミナーを必要としている方々に届くような仕組み作りも工夫していく必要があります。

(2)経営相談との連携

講座で学んだことを実践し、効果的に経営に活かしていくためには、講座の受講者に経営相談の利用を積極的に促し、経営相談事業との連携を強化していくことが有効です。同様に、経営相談の利用者に講座の受講を勧めるなど、講座と経営相談を連携させて、経営支援を一体的に進めていくことが、効果的な事業者支援として重要となっています。

3. 情報提供について

(1) 一体的な情報提供

区のホームページには、融資や補助金など産業振興施策に関する情報がそれぞれ 別々に提供されていますが、経営支援に関する情報は多岐に渡るため全体像の把握が 困難です。このため、国や東京都等も含め様々な産業振興施策を一体的かつ分かりやす く提供していく必要があります。

(2)情報発信ツールの充実

区は、紙媒体として、産業団体や金融機関向けに「ビズタウンニュース」、商店会会員向けに「新宿商人」、国や東京都等の産業支援施策も掲載した「中小企業支援ガイド」を発行しています。また、電子媒体では、メールマガジンと区公式 LINE による情報発信を実施していますが、より効果的に情報を提供するため、今後は、SNS 等を活用した情報発信ツールの充実が求められています。

4 売上向上実践講座・・・区内企業の経営者及び従業員、個人事業主を対象とした、企業や店舗が持つ 潜在的な魅力を向上させ、売上向上に結び付ける講演会及び講座(令和5年度・6年度に実施)

第3章 経営支援施策の推進について

今後の経営支援は、経営資源に制約のある事業者に寄り添った支援を展開し、事業者と共 に進むべき道を描き、事業者の自己変革力を後押ししていく取組が求められます。

また、コロナ禍を契機として、インフレを基調とした経済環境に局面が大きく変化するなど経営環境が激変している中においては、総合的かつ専門的な支援が求められており、経営相談による支援を中小企業支援の中核的な事業として発展させていくことが求められています。こうした認識に基づき、今後の経営支援の推進について提言します。

1. 相談支援体制について

現在の商工相談と令和 6 年度までのビジネスアシスト新宿の機能を統合し、商工相談 員が事業者の課題を丁寧に傾聴し、当事者である経営者が十分に腹落ち(納得)する課題 を設定し、必要に応じて各分野の専門家と相談内容を共有・連携しながら、高い専門性に より効果的に課題解決を図る伴走支援型の相談支援体制を構築することが重要です。

相談支援体制の構築にあたっては、組織的な相談力強化の取組を通じて、相談員一人ひとりのスキル向上を図っていくことが大切です。具体的には、商工相談のマニュアルを作成し、相談内容の核となる点を的確に把握できるよう対話と傾聴を更に重視した相談手順や、支援の進め方などの運営方針を明確にし、それに基づいた相談員向けの研修プログラム等を実施していく必要があります。日々の相談業務において、相談員が豊富な中小企業支援の知識・経験を有する第三者に相談できる仕組みや、他の支援機関における支援事例を学ぶ機会を設け、区の相談業務に活かしていくことも有益です。相談してみたいと思ってもらえる専門家を多数幅広い分野から招聘する中で、的確に情報提供するとともに各支援機関とも連携を図り、総合的かつ専門的な支援を提供し、事業者の持つ自己変革力を後押ししていくことも重要です。

また、こうした取組を推進するためには、相談記録の電子化が不可欠であり、相談記録の閲覧や共有を容易にできるようにするとともに、オンライン予約やオンライン相談にも対応することで、利便性を向上させ、より一層利用しやすい制度にしていくことも不可欠です。融資に関する相談など定型的な内容については、AIエージェント5といった最新技術の活用も、技術の進展を見極めながら、今後、視野に入れて検討していくことも有益です。

さらに、経営相談の認知度向上を図り、利活用を推進するためには、事業内容について

 5 AI エージェント・・・与えられた目標を達成するために、周囲の状況を認識しながら自ら判断し、最適な行動を選択・実行する、自律型の AI システム

効果的に情報発信するとともに、日頃から事業者と密接に関わりのある金融機関に区の制度を紹介してもらえるよう粘り強く働きかけていくことが重要です。また、名称についても、事業の再編と合わせて、事業者に対して訴求力があり、気軽に利用したいと思ってもらえる親しみやすい名称に変更することも効果的です。

最後に、こうした相談支援体制を常にブラッシュアップしていくためには、産業振興会議をはじめ、区と地域の金融機関で構成する中小企業支援ネットワーク会議⁶や産業コーディネーター⁷などの第三者の意見も取り入れながら、区が現状や取組の分析を不断に行い、自ら変革を繰り返しながら改善を図っていくことを期待します。

2. 講座の提供について

現在、事業者の多くは物価高騰に伴う価格転嫁や人材確保、事業の効率化など、多岐に渡る経営課題を抱えているため、事業者のニーズに即した多様な講座を時機を逸せずに提供していくことが大切です。そのためには、その時々での相談内容に応じた講座を提供できるよう、経営相談と連携させて、一体的に事業を展開していくことが効果的です。また、講座受講者には講座の満足度とともに、どのような経緯で講座の受講に至ったのかアンケートを行い、受講者への情報伝達ルートや受講に至った要因を常に把握・分析しながら、講座の提供内容に反映していくことが重要です。

3. 情報提供について

経営支援に関する情報は、国・東京都や区の施策など多岐に渡っており、これらを如何にしてわかりやすく伝えていくか、事業者にとって必要な支援施策の情報を正確に届けられるかが、経営支援の方向性を決定していく上でも大変重要であることから、区が経営支援に関する専用のホームページを作成し、事業者の視点に立って、どのような支援が受けられるのか、わかりやすく一体的に情報提供をしていく体制を構築することが重要です。また、専用のホームページだけでなく、冊子や SNS も最大限活用し、周知媒体による効果分析を行いながら、優れたコンテンツを提供することで、区の支援策に対する認知度や期待感を高め、各種支援の利活用促進につなげていくことが大切です。区の相談支援を利用して経営課題が改善したケースについては、成功事例として積極的に広報することで、相談の利用を通じて、より多くの事業者を成長につなげ、好循環を生み出していくことも期待できます。

⁶ 中小企業支援ネットワーク会議・・・区と区内に本支店のある金融機関が区内中小企業・個人事業主の 創業・経営安定・事業承継等の現状・課題について情報交換を行い、企業支援のあり方について検討 する会議

⁷ 産業コーディネーター・・・産業振興施策を効果的に実施できるよう具体策の提案をすること等を目 的に、産業振興に関する専門的知識を有する者で新宿区長が委嘱した者

4. 事業の実施にあたって

区は、今期の産業振興会議での検討意見も踏まえ、令和7年8月から経営相談や各種講座を一体的に提供する「経営サポート事業®」を開始しますが、本事業はこれからの変化の激しい時代における中小企業支援施策における中核的な事業として力強く推進していくことが重要です。また、まずは商工相談員による相談を利用してもらい、必要に応じて各分野の専門家につなげる仕組みにすることで、相談員が専門家による支援内容を適宜把握しながら相談者をコーディネートし、的確に伴走支援を講じていくことを期待します。相談員と各分野の専門家が連携し、相談内容や支援状況等の情報共有を緊密に図るとともに、支援事例の分析・検証を重ねながら、個々の事業者に寄り添った効果的な中小企業支援につなげていくことを大いに期待しています。

今般、「経営サポート事業」は、専門家の派遣や講座の提供などが民間委託により実施されることになりますが、民間のノウハウを十分に活かし、区が自ら変革を体現する気概で取り組んでいくことが重要です。また、委託事業者に任せきりにするのではく、産業振興施策に携わる多くの区職員が経営相談への同席や事業所への同行により現場感覚を磨き、委託事業者とともに事業の検証と改善を重ねていくことが肝要です。加えて、現在の商工相談はスペースの面で、相談者同士の距離が近いという実態があることから、今後、施設整備等の機会を捉えて、プライバシーに配慮した相談環境の向上についても改善を期待します。

最後に、区は新たに経営サポート事業の開始により、これまで以上に寄り添った相談支援や貸会議室等を活用した幅広いテーマの講座も展開していくこととなりますが、産業会館(BIZ 新宿)が、新宿区における中小企業支援の拠点として施設の機能を十分に活かし、より一層効果的な運用を図っていくことを大いに期待します。

⁸ 経営サポート事業・・・相談員を「コーディネーター」、専門家を「アドバイザー」と位置づけ、相談から課題解決に向けた取組を一体的に支援する事業 (10 ページに事業概要図掲載)

ト事業の概要 絡動サポー

新宿区産業振興会議資料(令和7年3月31日) 第7期第6回

Ⅰ.相談の手順

- ①オンライン予約システムを導入し、いつでも予
- 約受付を可能とする。 ②まず、コーディネーターが事業者の相談内容を 整理する。相談方法については、オンライン相 談も実施する。
 - ◎必要に応じて、ローディネーターがアドバイガーを給かする。
 - ④アドバイザーが事業者の事業所を訪問し、現場
- で相談に対応する。 ⑤相談記録システムを導入し、コーディネーター とアドバイザーが情報を共有しながら、伴走的 な支援を実施する。

1.相談機能の強化

- コーディネーターとアドバイザーに対するマニュアルを作成し、 効果的な相談体制を構築
 - ・コーディネーターに対する定期的な研修を実施
 - ・多様なアドバイザーを配置

専門家分野案:経営戦略、マーケティング、ブランディング PR・広報、WEBデザイン、DX、求人・採用

知的財産権、人事制度、社会保険コーディネーターとアドバイザーの連絡会を開催

栅

皿.利便性の向上

- ・経営サポート事業の専用ホームページを開設・オンライン予約とオンライン相談の実施

② 回談(必要に応じアドバイザーを紹介) 4派遣 事業者

⑤実施報告

③支援依頼

コーディネータ (商工相談員)

① オンレイン 予約

【相談スキーム】

アドバイガー

N.セミナーの充実

- ・中小企業者向けのセミナーを年間8回開催 ・セミナー参加者に経営相談を案内するなど、相互に連携した支援 を実施
 - ・飲食店や観光業など、特定の業界を対象としたセミナーを実施 セミナー企画案:SNS活用、賃上げ対策、人材確保 インパウンド集客(観光業)

栅

材料費高騰対策(飲食業)

V.情報発信の強化

- ・国や都の中小企業向け支援情報の発信
 - ・SNSを活用した情報発信
- ・金融機関担当者による事業の利活用の促進・各業界団体や経済団体等と連携した事業周知の実施

VI. 地場産業支援の強化

各地場産業団体及び個別の事業者に対する販路関拓を支援

第4章 創業支援施策の現状と課題

現在、区においては、「制度融資(創業資金)」、「創業相談」、「新宿ビジネスプランコンテスト⁹」のほか、「高田馬場創業支援センター」における「シェアオフィス」の提供や「創業セミナー」の開催など、様々な創業支援施策を実施しています。

創業の形態を大きく分けると、顕在化されたニーズを対象とし、既存のビジネスモデルにより安定した収益(線形的成長)を目指す「スモールビジネス¹⁰」と、潜在的なニーズを対象とし、革新的なビジネスモデルにより急成長(J字カーブの成長曲線)を目指す「スタートアップ¹¹」があります。スタートアップについては、政府が2022年(令和4年)を「スタートアップ創出元年」と位置付け、令和4年11月に、東京都がスタートアップ戦略推進本部を設置するなど、その機運が急激な高まりを見せ始めたのは、ここ数年のことといえます。

前述した区における創業支援施策は、全て平成30年度以前に開始されたものであり、事業の対象やターゲットがスモールビジネス、スタートアップのいずれであるのか、明確な区別がないまま実施されている状況です。スモールビジネスとスタートアップは事業特性が大きく異なるため、効果的な創業支援の検討にあたっては、各々の事業特性に合った支援策を講じることが求められています。

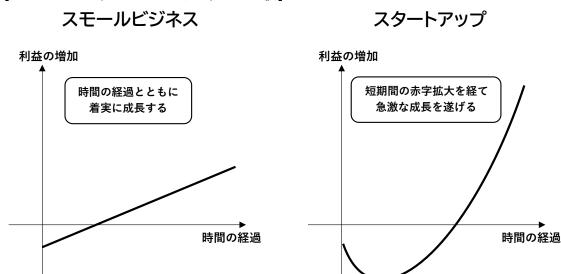
本章では、現状の区の創業支援に係る各事業の現状と課題を抽出し、次章で今後の施策の推進について提言します。

新宿ビジネスプランコンテスト・・・東京商工会議所新宿支部との共催により、優れた事業計画を表彰し、表彰事業の事業化に向けたフォローアップを行う事業

¹⁰ スモールビジネス・・・既存のビジネスモデルをベースに独自のサービスを強みに成長する事業。福祉、介護、教育、文化、環境保護などの社会需要を満たすサービス分野において地域密着型のスモールビジネスが注目されている。

¹¹ スタートアップ・・・先進的なアイデア・技術を強みに、新しいビジネスを創り出し、短期間で急成 長を遂げる事業

【スモールビジネスとスタートアップの比較】



1. スモールビジネス支援について

現在、区で実施されている創業支援施策のうち、スモールビジネス支援としての側面が 大きいものとしては、「制度融資(創業資金)」、「創業相談」、「創業セミナー」があります。 以下では、スモールビジネス支援施策の現状と課題について述べます。

(1) 相談機能の充実

創業に関する相談は、産業会館における商工相談でも行われているほか、高田馬場創業支援センターでも創業相談デスクを開設しており支援が重複しています。2ヶ所で実施するメリットはあるものの、その後の継続した支援を考慮するならば、窓口を一本化し支援に一貫性を持たせる必要もあり、この点についても検討を進めていく必要があります。

(2) 区内外に対する情報発信

新宿区には、創業の際に受けることができる利子補給の融資制度に加え、創業後に受けられる各種支援制度があります。こうした支援情報をホームページ等で分かりやすく発信し、今後、創業を考えている方々を、如何にして新宿区内での創業に結び付けていくかという区内外に向けた情報発信が重要ですが、こうした取組が十分でないため検討が必要です。

2. スタートアップ支援について

現在、区で実施されている創業支援施策のうち、スタートアップ支援としての側面が大きいものとしては「新宿ビジネスプランコンテスト」があります。以下では、スタートアップ支援施策の現状と課題について述べます。

(1) 事業手法の検討

新宿ビジネスプランコンテストは、区内で創業予定の方、創業して間もない中小企業を対象とした優秀な事業を表彰する制度で、事業計画策定のブラッシュアップ支援や入賞者に対するアフターフォロー支援等を通じて、新事業への取組を奨励しています。 平成30年度から事業を開始し、令和6年度までの過去7年間で327件の応募を受け、入賞者19名、創業者5名を輩出してきました。

他方、本事業はコンテスト形式であるため、入賞者のみがその後の事業化に向けたアドバイスを受けられる仕組としているため対象が特定の方に限られており、主に創業 準備段階にある方を対象としている点においても支援が限定的となっています。

本事業は学生を中心に創業の機運醸成やビジネスプランのブラッシュアップに一定の効果を果たしてきましたが、こうした多くの応募があることを鑑みれば、スタートアップ支援の対象者や時期(成長ステージ)等を拡大し、創業に至るまでの支援を主眼に置いた事業手法に発展させるとともに、創業後の支援実施についても検討する時期に来ていると言えます。

(2) 大学等をはじめとした各種機関や事業者との連携

新宿ビジネスプランコンテストの応募件数 327 件の内、学生からの応募は 193 件、約 59%となっており半数以上を占めていますが、新宿区は都内でも多くの大学等が集積している地域であるとともに産業集積地でもあるため、こうした地域特性を活かし、区内の大学等と連携し、学生の創業を一層推進することが期待されます。また、近年は、スタートアップによる行政課題解決型のプロジェクトも注目され、大学等で集積された知を区政に活かしていくことも期待されています。さらに、近年は、国や東京都もスタートアップ支援に係る様々な施策を展開し、企業においてもベンチャーキャピタル12部門の設置など、スタートアップ支援を充実させているところです。こうした各主体が様々な取組を展開する中で、区は大学等との連携により得たノウハウを活かし、様々な機関や事業者との結節点となり連携を強化することも求められています。

(3) 区内外に対する情報発信

新宿区は企業・大学・情報・資金等の集積地であり、世界一の乗降客数である新宿駅も有しているなどビジネスの拠点となる地域特性を有しています。こうした地理的特性を踏まえ、今後、スタートアップを目指す方々を如何にして新宿区内での創業に結び付けていくかという区内外に向けた情報発信が重要ですが、こうした取組が不十分であるため検討が必要です。

¹² ベンチャーキャピタル・・・成長が見込まれるベンチャー企業の事業将来性を見極めて、出資・ビジネス支援をする組織

3. 高田馬場創業支援センターについて

高田馬場創業支援センターは、利用にあたりビジネスモデル等の制約がないため、スモールビジネス、スタートアップ、いずれも対象にしているといえますが、実際にはスモールビジネスに該当する方の利用が多くを占めている状況です。

高田馬場創業支援センターは、平成23年度に開設され令和6年度末までで202名の利用者が施設を退所しており、内訳は創業が150名、経営改革が16名、創業等の断念が36名となっています。施設利用者の内、約82%が創業や経営改革を実現するなど、一定の成果を果たしてきましたが、平成23年以降、高田馬場創業支援センターと同様の機能を持つインキュベーション施設13が区内に順次開設され、現在10か所超となっています。新宿区内で効果的に創業を創出するためには、区が高田馬場創業支援センターを運営し利用者支援を行うのではなく、こうした区内インキュベーション施設と連携し、より多くの創業希望者を対象とした支援の実施について検討する必要があります。

区内インキュベーション施設利用者への支援の検討と併せて、高田馬場創業支援センターのあり方も検討する必要があります。

¹³ インキュベーション施設・・・新しいビジネスの成長・事業化を促進するために、安価な家賃で、コンサルティング等の支援を併せて提供する賃貸施設

第5章 創業支援施策の推進について

新宿は、先進性を持つ国際色あふれるにぎやかな姿を見せる一方で、歴史と伝統が息づく 緑豊かなやすらぎのある姿を見せる個性豊かなまちです。暮らしの場、働く場、学びの場、 集いの場として多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や文化を受け入れ、活力ある産 業を育み、その魅力を向上させてきました。

また、交通の利便性が高く、人・物・情報等が行き交う産業集積地域であり、創業者にとって恵まれた事業環境を有しています。そのため、全国から起業家が集まり、新宿区における開業率は令和3年時点で7.58%と、全国平均の4.59%、23区平均の6.80%より高くなっています(※)。さらに、新宿区内は大学等の教育機関の集積地でもあり、こうした教育機関で培われた知と産業を結び付けるとともに、豊富な社会資源も活用し、新宿区の地域社会の発展に寄与していくことが期待されます。

新宿区産業振興プランでは、基本目標に「革新と創造に取り組む企業の集積と持続的に発展する産業システムの形成」を掲げており、目標達成に向けて創業支援の果たす役割は極めて重要です。こうした観点を踏まえ、新たな創業支援施策の展開について提言します。

※開業率について

開業率とは、一定期間に新規に開業した事業所の数が、同じ期間の総事業所数全体に占める割合の ことをいいます。本報告書における開業率は、以下の条件により算出しました。

「平成 28 年経済センサス活動調査時点を基準とし、令和 3 年調査時点までの間における 1 年あたりの新設事業所数」 \div 「平成 28 年調査時点における全事業所数」 \times 100

1. 創業支援の取組について

新宿のまちの魅力、価値を高めていくためには、多くのビジネスを創出していくことが不可欠です。新宿区内で創業を希望する方には、学生等の若者、企業をリタイアした方、副業として創業する方など、多様な背景を持つ方が増えており、創業に関する裾野が広がっています。また、スモールビジネスに加え、スタートアップの起業も増えており、更なる区内産業の活性化と地域経済の発展のため、スモールビジネスとスタートアップ、双方の支援を充実させ、創業支援施策を強化していくことが重要です。

なお、スタートアップとスモールビジネスは、事業特性が大きく異なるため、特性を十分に理解した上で、それぞれに合った支援策を講じていく必要があります。また、効果的に創業につなげるためにも、事業がスタートアップを対象としたものか、あるいはスモールビジネスを対象としたものか、区別して実施していくことも重要です。

2. スモールビジネス支援について

スモールビジネスの創業に関する相談については、高田馬場創業支援センターのあり

方とあわせて、窓口の一本化に向けて、支援の体制づくりを検討していく必要があります。 産業会館(BIZ 新宿)において創業に関する相談の実施場所を新たに確保する場合には、 プライバシーへの配慮に留意しつつ、経営相談の相談環境向上の取組とあわせて検討す ることが効率的です。

また、新宿区には様々な業種の事業者が多数存在し、創業者はこうしたビジネス環境をメリットと受け止めていることから、区内で創業を考えている方に向けた支援情報を分かりやすく広く発信していくことが重要です。こうした情報発信や各種セミナー及び創業融資などの既存の事業を効果的に連動させて一体的な支援を実施していく必要があり、常に創業する方々の目線に立って、各施策の効果を最大化することを基本として、より充実した支援に発展させていくことを期待します。

3. スタートアップ支援について

スタートアップは、地域経済を成長させる側面もありますが、新たな技術やビジネスモデルにより社会課題の解決を期待できる存在でもあり、今後、区が地域課題の解決を進めていく上で、スタートアップに対する支援や連携を通じた取組が重要となっています。

区は、スタートアップ支援として新宿ビジネスプランコンテストを実施してきましたが、近年は創業の機運も社会的な高まりを見せる中、新宿区内で多くの起業を創出し、地域経済の発展・成長につなげるため、支援の対象者や対象とする時期(成長ステージ)等を拡充していくことが重要です。具体的には、限られた入賞者のみを事業化に向けた支援の対象とするのではなく、今後は、多くの創業希望者を対象として育成プログラム等の支援メニューを提供するなど、効果的な事業に転換する必要があります。また、これまでのように、創業準備段階を主とした一時的な支援にとどまらず、事業化に向けて本格的に進めていく過程における支援メニューを提供し、創業に至るまでの継続的な支援を通じて効果的に創業につなげていくことが大切です。さらに、創業後における事業の成長を後押しする取組にも期待します。

新宿区は最先端の研究や技術を生み出す大学等の教育機関の集積地であるため、大学 等で培われた知を産業の振興や行政の課題解決に繋げていく地域特性を活かした産業振 興施策の検討も期待されています。

加えて、スタートアップ支援にあたっては、区が中心となって、志を同じくする起業家 同士や様々な関係機関の交流を促進することにより、多様な視点が問題の解決策を生み、 共同開発の場となるようなコミュニティの形成を図っていくことが重要です。以上の取 組を推進し区内外に発信することで、全国から起業家を募り、革新性と創造性に富む企業 が集積するよう取り組んでいくことを期待します。

なお、スタートアップは、国や都においても様々な支援策が講じられているところですが、国・東京都の施策との差別化を図り、創業希望者にとって最も身近な自治体として、 区は適切な支援を実施していく必要があります。新宿の特性を生かし、新宿でスタートア ップする価値を創出できる支援が望ましく、特定の分野をターゲットにして地域課題解決につなげる施策を展開していくのかなど、新宿区版スタートアップの創出に向けた支援実施について、今後の分析・検討に期待します。

4. 高田馬場創業支援センターについて

区は、平成23年から高田馬場創業支援センターを運営していますが、時代の変化によりインキュベーション施設も増加してきたことから、高田馬場創業支援センターを含め各施設における利用者の創業等の実績、利用状況、支援内容等について分析を行った上で、高田馬場創業支援センターのあり方を見直す段階にきているといえます。区内にある複数のインキュベーション施設利用者などに向けた起業プログラムなどの施策を展開するとともに、国や東京都、区における最新の産業振興施策を情報提供するなど広域的かつ効率的な支援を検討することが大切です。

5. 今後の検討に向けて

本報告書において、創業支援の現状と課題を踏まえ、今後の施策の推進について提言しましたが、今後の産業振興会議においても議論を深堀りした上で、引き続き検討していく必要があります。高田馬場創業支援センターのあり方の検討を含めた今後の創業支援施策の展開、新宿区の特性を生かした新宿区版スタートアップなど、創業支援の検討・取組を通じて、地域経済の更なる発展につなげていくことを期待します。

【スモールビジネス支援体制のイメージ】

ステージ	創業予備期	創業準備期	創業期	事業成長期	事業安定期				
特徴	創業のコンセプト、ア イデアに基づく初期の 検証を行う段階	アイデアを具体化し、 事業化へ本格的に進 める段階	市場参入の段階	事業を拡大し、市場で の地位を確立する段 階	事業が安定し、今後の 経営戦略を検討する 段階				
求められ ること	事業計画の検討 情報収集 コミュニティ形成	事業計画の策定 資金調達 コミュニティ形成	資金調達顧客獲得	生産性向上・業務効 率化 追加の資金調達	長期的な視野に立った経営判断				
ス									
テ	【ホームペー	- ジ、中小企業支援ガ	情報発信 イド、ビズタウンニュ	ース、メールマガジン	等】				
l ジ		コミュニティ形成 【新宿ビジネス交流会 ¹⁴ 】							
に 応	インキュベーション施設(シェアオフィスの提供) 【高田馬場創業支援センター】								
じ	\ \	区内インキュベーション施設利用者への支援							
た 支		相談 相談】	【商工相談	経営相談 ・ビジネスアシスト新	宿】				
援 メ		ョップ・セミナー等 乗等事業・創業セミナ							
_ _ _	資金面での支援 【制度融資】								
I	セミナー等を通じた金融機関とのマッチング								
		現在区7	が実施している支援	(区が実施すべき支援				

¹⁴ 新宿ビジネス交流会・・・開催ごとにテーマを設定し、共通の目的を持った参加者に交流する機会を 提供することで、区内中小企業・個人事業主の事業連携を支援する取組

【スタートアップ支援体制のイメージ】

ステージ	創業予備期	創業準備期	創業期	事業成長期	事業拡大期		
特徴	創業のコンセプト、ア イデアに基づく初期の 検証を行う段階	アイデアを具体化し、 事業化へ本格的に進 める段階	市場参入の段階	事業を拡大し、市場で の地位を確立する段 階	事業が成熟し、さらに 大きな飛躍を目指す 段階		
求められ ること	事業計画の検討 情報収集 コミュニティ形成	事業計画の策定 資金調達 コミュニティ形成	資金調達顧客獲得	生産性向上・業務効 率化 追加の資金調達	市場拡大 新規事業の創出		
ス テ	【ホームページ ビズタウンニュ・	情報発信 、中小企業支援ガイト ース、メールマガジン) 			
l ジ に	【新宿	ュニティ形成 ビジネス交流会】 : : - ベーション施設					
に 応 じ	(シェア:	オフィスの提供) 創業支援センター】		拡大	,,,,		
た 支 援	事業 化 【新宿ビジネスフ のブラッシュア	事 業計画の表彰 公 に向けた支援 パランコンテスト(事尊 ップ支援・事業化に向 ーフォロー支援】					
坂 メ ニ	メーニーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー						
ı I		/	 資金調達3 スト ¹⁵ を通じた金融機		チング)		
	t	現在区7	3が実施している支援	·	! 区が実施すべき支援		

¹⁵ ピッチコンテスト・・・スタートアップの起業家が投資家や審査員に対して、コンテスト形式により ビジネスアイデアをプレゼンテーションすること。事業の魅力や将来性をアピールすることより、 資金調達の支援やパートナーシップを得ることを主な目的として開催される。

産業振興会議委員のコメント

会長 植田 浩史 / 慶應義塾大学経済学部教授

コロナ禍からは回復したものの、物価上昇、人手不足など新宿区の中小企業は直面する課題は多く、中小企業や経営者の「経営力」がますます問われている。「経営力」には中小企業自身の努力が不可欠であることは言うまでもないが、行政、金融機関、学校など地域のサポートを有効に活用することも大事である。新宿区はそうしたサポート体制がある街であり、大事なのはサポート体制をより良くしていくために産業振興会議が存在し、企業、経済団体、金融機関、大学、専門家などそれぞれの立場から議論を重ねていることである。「経営力」を高めていくために、何ができるのか、産業振興会議の役割はさらに重要になっている。

副会長 遠山 恭司 / 立教大学経済学部教授

新宿区は日本の平均値に比べて開業率も廃業率も高い、新陳代謝のある街です。産業も染色や印刷など都会の地場産業から情報系、各種サービス業など広範囲にわたっています。既存の中小企業と新しく創業する挑戦者たちをそれぞれ「スモールビジネス」と「スタートアップ」に分けて、特性に応じた支援施策をこの産業振興会議では侃々諤々の議論から整理できたことは、大変素晴らしい成果ではないかと思います。世間では、ややスタートアップの注目度と経済成長の牽引役としての期待が強いようです。ここ新宿区では新しいチャレンジをする多様なひとたちをしっかりと応援し、新宿の街のにぎわいとユニークな価値創出がますます盛り上げることを期待しています。

副会長 長山 宗広 / 駒澤大学経済学部教授

産業振興会議第7期の目玉は、「経営サポート事業」の新設であろう。これは新宿区における産業振興計画のアクション段階を牽引し、中小企業支援施策の中核的事業となる。民間の専門的なノウハウを活用することになるが、今後、実効性のある経営支援体制を構築できるか注視していきたい。もう一つの新規事業として、今期は「スタートアップ支援」を掲げている。こちらは産業振興会議として十分に議論を尽くしたとは言えない。次期の会議では、新宿区としてスタートアップを支援する意義について、本質的な議論から始めることを期待する。

則竹 達朗 / 公募区民

新宿に暮らす区民として、この街のブランディングはとても重要だ。古より人と物資、情報の行き交うターミナルとして栄え、発展してきた街のアイデンティティを、今の世代がアップデートし、次の世代に引き継いでいかなければならない。産業政策においても、これまでのような全方位的、対処療法的な振興策では立ち往かない。多様化する創業起業ニーズと視界不良の経営環境に対して、離陸滑走(テイクオフ)と巡航飛行(フライト)を伴走支援(ナビゲート)する新たなシステムが求められている・・・

そのような課題設定の下、第 7 期では、生成 A I の社会実装など最新動向も注視しながら、快刀乱麻の如くレガシーを斬り刻むスリリングな議論を経て、新たなナビシステムにアセンブリし直した。斯くしてまたひとつ、新宿力のブランドが高まったのである。

笠井 咲 / 公募事業者

第7期委員として、様々な課題を論議した。学識経験者の貴重なご意見も大変に勉強になった。公募事業者として、又、12年前に起業した一人としても多くの意見をお伝えした。新宿区の産業振興を発展させていくうえで最も大切にしている地場産業。創意工夫をしながら生き帯びているが、魅力ある斬新な発想が欲しいところである。今後は、若い世代への継承という意味でも新しい産業とのコラボレーションでインパクトのある事業性へと導き出していきたい。新宿らしさとは、常に新しいことに挑戦していくこと。委員を務めて、新宿の目指すものが少しずつみえてきた。地域振興を事業理念としている私自身も、新しい産業で地域に活気を漲らせていきたい。

捧 恭子 / 公募事業者

第7期新宿区産業振興会議に初めて参加させていただきました。多様な業種の皆さまの 熱意ある議論に触れ、大変刺激を受け、学びや気付きの多い時間となりました。新宿区産 業振興会議にて「ビジネスアシスト新宿」をご紹介いただき、その実体験をもとに、新宿 区が行う経営支援の現状や課題についても意見交換ができました。新宿区の支援事業には 大きな意義があると感じる一方、周知が十分とは言えない部分も感じられ、より広く知ら れることを願っております。創業支援に加え、既存事業者への支援強化にも期待しており ます。文化・伝統・芸術が息づく独自の「新宿区ブランド」を推進し、持続的な経済発展 に貢献できれば幸いです。

窪川 達二 / 新宿区商店会連合会

この度、産業振興会議に参加し、公募で選ばれた区民・事業者、金融機関、産業経済団体の皆さまとともに議論を重ねながら、新宿区の施策が少しずつ具体化していくプロセスを肌で感じることができ、本当に貴重な経験となりました。参加者の皆さんは、「金銭面だけでなく、経営相談や創業支援にも力を入れよう」という強い思いで臨まれており、その熱意に深く感銘を受けました。まさに、区内事業者の未来を本気で考えている姿が伝わってきました。議論の中では、委員の皆さんから「もっとこうすれば…」「今ある枠を超えて…」といった率直な意見が多く、それは従来の施策をさらに上回る高い視点からのものばかり。正直、私も多くを教えられ、とても頼もしく感じました。また、委員構成に関して感じたのは、公募区民や事業者の比率をさらに増やすことで、より"本音"に根ざした議論ができるようになるという点です。これは、今後の会議の質を高めるためにもぜひ検討してほしいと思います。

振り返ってみれば、この2年間は駆け抜けるように過ぎ去りました。その中で、会長・副会長、そして委員の皆さまから多くを学び、励まされましたことに、心から感謝申し上げます。これからも新宿区がさらに発展し、地域の活力と笑顔が広がるよう、微力ながら尽力してまいります。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

井上 正 / 一般社団法人 新宿区印刷・製本関連団体協議会

今回、地場産業である印刷製本業界を代表して新宿区産業振興会議に参加し、多様な立場や分野の方々と意見を聞けたことは、非常に有意義な経験となりました。新宿区という多様性あふれる都市で、地域産業の発展やイノベーションをどのように推進していくか、そこに新たな産業の創造のためのスタートアップ支援の施策を、それを望んでいる人にいかに啓蒙周知していくか、ぜひ地場産業である印刷製本を利用していただき推進していただければと考えます。今後は、会議で出された意見や提案を基に、具体的なアクションプランが策定され、実際の産業振興・地域活性化につながることを期待しています。一人ひとりの熱意やアイデアが形となり、新宿区の未来をより明るくしていくための継続的な取り組みに期待しております。この会議を通じて、地域の可能性や自分自身が果たせる役割について改めて考えるきっかけとなりました。新宿区が今後も多様なチャレンジを受け入れ、産業やコミュニティの発展に寄与していくことを心から願っています。

富田 篤 / 新宿区染色協議会

新宿区染色協議会は、地場産業ブランド (アザリー) において、印刷関連協との連携により、大きな成果を上げております。新宿区には、染色から派生した印刷 (型紙の技法を応用した技術)等、地場産業として大いに宣伝できていると思います。また、区の施策により、染色協議会は毎年の振袖企画により、伝統工芸の技術保存や新しい作品の全国への告知等、大いに成果を上げています。今後とも、着物の染色は新宿にありと言う宣伝をお願いしたいと思います。 <着物を作るなら新宿へ>のスローガンをお願いしたいと思います。

平山 薫 / 一般社団法人新宿区中小企業診断士会

私は中小企業診断士として 20 年以上にわたって新宿区をはじめ関連団体の産業振興に関わる各種の事業に参画してまいりました。コロナ禍対応では短期的な消費減少・売上低下に伴う事業存続に係る課題の解決のため一時的な金融施策が重要でしたが、コロナ後の経営環境の変化に伴い長期的な「経営戦略」の再構築が重要となってきています。「経営戦略」を再構築するには、その本質を勉強し身に着ける必要があり、20 年ほど前には、1 年間をかけて実践的な戦略策定から戦術実行までを体系的に習得いただく伴走型の制度があり、今でもその効果を実感いただいているお客様もいらっしゃいます。コロナ後、特に給与の高騰にともなう新入社員の獲得と中堅社員の早期退職防止対策として「経営戦略」への社員の賛同・参画が重要なポイントになると考えています。

伊藤 博通 / 東京中小企業家同友会新宿支部

産業振興会議委員として2期4年間にわたり参加させていただきました。産業振興課を中心に様々な方々と意見交換し、一歩でも前進して行こうという議論は、これからの新宿産業振興へ大きな一石を投じたものと信じています。高校生の頃から色んな意味で新宿をホームグランドとしてきた私にとって、正直言うと今の新宿には昔のようなワクワクしたものは感じられません。個性的なお店や新宿ならではの文化が失われ、万人受けの普通の街になってしまいました。産業とは時代によって変化は必要ではありますが、失ってはいけない芸術・文化・個性は、経済よりも大切なものと考えます。新宿に住み新宿を愛する者として、破天荒で失敗を恐れず果敢にチャレンジする次世代の誕生を願い、その方々にエールを送り続けます。4年間ありがとうございました!これからも新宿のお役に立てるよう頑張ります!

篠崎 研一 / 第一勧業信用組合

第7期は、地元事業者に対する経営支援及び創業支援に関する大幅な施策の変更についての議論がなされ、その議論に参加でき貴重な経験を得ることができた。日頃から地元の中小企業や小規模事業者の支援に携わっている我々金融機関にとっても、新宿区の支援の実効性が向上することは大変有難い。ただ、今回の施策が、将来の新宿区の目指すべき姿を踏まえた施策かというと少し足りない部分もあるように感じる。新宿区には幾つかの伝統産業があり多くの教育機関も集積する一方、様々なルーツを持つ人々が活躍する多様性を持つ街である。次期以降では施策ありきに留まらず、新宿区の現在の特徴をどう活かしどう発展させてどのような街にしていくのか等の根本的な議論も併せて行っていくことを期待する。

塩月 恭 / 早稲田大学 総長室社会連携課

新宿区の将来に関わる大きな役割を担っております産業振興会議に関わらせていただき 感謝いたします。異動により第7期の議論の途中からの参加となりましたが、多くの資料 とともに、それぞれの立場を代表される皆様と議論に関わらせていただくことで、新宿区が 伝統と最先端を併せ持つとても魅力的な「まち」であることを再認識することができ、とて も有意義でした。

また、大学関係者という立場においては、研究や教育との連携においても大きな可能性を もっていると感じております。今後議論された方向性が具体化され、新宿区におけるスモー ルビジネスとスタートアップビジネスが活性化し、関わる人々の暮らしが豊かになること を願っております。

資料編

1. 第7期新宿区産業振興会議 委員名簿

No.	氏名	区分	肩書等
1	植田 浩史(会長)	学識経験者	慶應義塾大学 経済学部教授
2	遠山 恭司(副会長)	学識経験者	立教大学 経済学部教授
3	長山 宗広(副会長)	学識経験者	駒澤大学 経済学部教授
4	則竹 達朗	区民	公募区民
5	笠井 咲	事業者	公募事業者
6	捧恭子	事業者	公募事業者
7	窪川 達二	商店会	新宿区商店会連合会 副会長
8	井上 正	産業経済団体	一般社団法人 新宿区印刷・製本関連団体協議会 代表理事
9	富田篤	産業経済団体	新宿区染色協議会 相談役
10	平山 薫	産業経済団体	一般社団法人新宿区中小企業診断士会 会長
11	伊藤 博通	産業経済団体	東京中小企業家同友会新宿支部 副支部長
12	篠崎一研一	金融機関	第一勧業信用組合 連携企画推進部 部長
13	塩月 恭	教育研究機関	早稲田大学 総長室社会連携課 課長

[※]産業振興基本条例に規定する区分順(同一区分では、氏名または団体名の 50 音順)に記載 ※肩書等は委嘱当時のもの

2. 第7期新宿区産業振興会議 開催実績

口	日時	会場	主な議事、検討内容
第1回	令和5年11月14日(月)	産業会館	• 委嘱状交付
	午後6時~8時	(BIZ 新宿)	・会長および副会長選出
			・第7期検討事項の概要について
第2回	令和6年2月2日(金)	産業会館	・経営支援の現状について
	午後3時~5時	(BIZ 新宿)	・創業支援の現状について
			・ヒアリング対象事業者について
第3回	令和6年5月29日(水)	産業会館	・創業支援及び経営支援に関するヒ
	午後5時~7時	(BIZ 新宿)	アリングと質疑応答
			(1)有限責任監査法人トーマツ
			(2)株式会社ファイブスター
hotes a 1	A.T. O.F. (0. F. (1.)	구 W. A A.	
第4回	令和6年10月2日(水)	産業会館	・ 令和 5 年度の事業実績について
	午後6時~8時	(BIZ 新宿)	・現在の業況について
			・経営サポート事業について
第5回	令和7年2月3日(月)	産業会館	経営サポート事業について
分り	午後3時~5時	医果云暗 (BIZ 新宿)	・創業サポート事業について
	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一		・第7期報告書骨子(案)について
			カ・栁耿ロ盲目「(米)(ごういし
第6回	令和7年3月31日(月)	産業会館	第7期報告書(案)について
	午後3時~5時	(BIZ 新宿)	
第7回	令和7年6月23日(月)	産業会館	・第7期報告書(案)について
	午後3時~5時	(BIZ 新宿)	

3. 新宿区産業振興基本条例

新宿区条例第9号

新宿のまちは、先進性を持つ国際色あふれるにぎやかな姿を見せる一方で、歴史と伝統が 息づく緑豊かなやすらぎのある姿を見せる個性豊かな都市として発展を遂げてきた。暮ら しの場、働く場、学びの場、集いの場として多くの人々が行き交う中で、多種多様な価値や 文化を受け入れ、活力ある産業を育み、その魅力を向上させてきた。

産業は、私たちの生活と地域社会に密接な関わりを持つものである。産業は、私たちの生活に必要とされる様々な物やサービスを提供するとともに、それらの物やサービスの循環を通じて新たな物やサービスを生み出し、地域ににぎわいと豊かさをもたらし、私たちの生活を向上させ、地域社会を発展させてきた。

私たちは、新宿のまちにおいて産業が果たす役割が、将来においても変わることなく重要なものであると確信する。

しかしながら、新宿のまちを取り巻く環境は日々目まぐるしく変化し、社会構造の変化や生活様式の多様化により、中小企業者を始めとする事業者や商店街の活力を維持向上させるための環境は厳しさを増している。このような環境の改善に向けた取組を一層充実させるとともに、社会経済状況の変化に適応することができる創造力のある産業やその担い手を育成する必要性が生じている。

こうした事態に対処するためには、区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び新宿区その他産業に関わるすべてのものが、それぞれの役割を自覚し、一体となって「活力ある産業が芽吹くまち」の実現を目指し、それによって産業の振興を推進していく必要がある。

ここに、産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、産業の振興を総合的かつ恒常的に推進していくため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、新宿区(以下「区」という。)における産業が区民生活及び地域社会にとって重要な役割を果たしていることに鑑み、区における産業の振興(以下「産業振興」という。)に関する基本理念を定め、区の責務並びに事業者、商店会、産業経済団体、金融機関、教育研究機関及び区民の役割を明らかにすることにより、産業振興の総合的かつ恒常的な推進を図り、もって区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 区民 区の区域内(以下「区内」という。)に住所を有する者、区内に存する事務所

又は事業所に勤務する者、区内に存する学校に在学する者及び区内において活動する者 をいう。

- (2) 事業者 区内において事業を行うものをいう。
- (3) 商店会 区内における商店街の振興を目的として組織する団体をいう。
- (4) 産業経済団体 区内に存する商工会議所その他の産業の振興を図ることを目的として組織する団体をいう。
- (5) 金融機関 区内において事業を行う銀行、信用金庫、信用組合その他の機関をいう。
- (6) 教育研究機関 区内において産業振興に資する調査研究及び教育を行う大学その他の機関をいう。

(基本理念)

- 第3条 産業振興は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、 区、商店会、産業経済団体等が一体となって、当該事業活動を促進することを基本とする。
- 2 産業振興は、中小企業者の活力ある成長と発展を目指すことを基本とする。
- 3 産業振興は、商店街の発展と活性化を図ることを基本とする。
- 4 産業振興は、社会経済状況の変化に適切に対処するため、創業のための環境を整備するとともに、創造力のある産業を育成することを基本とする。

(区の青務)

- 第4条 区は、前条に規定する基本理念に基づき、次に掲げる事項を基本的施策として実施するものとする。
 - (1) 事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を支援すること。
 - (2) 産業振興に関するネットワークを形成すること。
 - (3) 産業に関する情報を収集し、及び発信すること。
 - (4) 産業振興を担う人材を発掘し、及び育成すること。
 - (5) 社会経済状況の変化に適応する事業転換を支援すること。
 - (6) 創業及び事業承継のための環境を整備すること。
 - (7) 創造力のある産業を育成すること。
 - (8) 中小企業者の活力ある成長と発展のための取組を行うこと。
 - (9) 地場産業の持続ある発展のための取組を行うこと。
 - (10) 商店街の発展と活性化のための取組を行うこと。
- 2 区は、前項の基本的施策(以下「基本的施策」という。)を実施するに当たっては、必要に応じて区民、事業者、商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関との連携を図るものとする。
- 3 区は、基本的施策を効果的かつ効率的に実施するため、都市計画、文化、福祉、教育、 環境等の施策との調整を図り、産業振興に関する総合的な計画を定めるものとする。
- 4 区は、基本的施策を実施するに当たっては、組織体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者の役割)

- 第5条 事業者は、創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うとともに、経営基盤の強化、当該事業活動に係る情報発信及び雇用の創出に努めるものとする。
- 2 事業者は、自らの事業活動が従業員によって支えられていることから、従業員の育成と 福利厚生の増進に努めるものとする。
- 3 事業者は、自らが地域社会の一員であることを自覚し、地域社会との調和を図り、その 発展に寄与するよう努めるものとする。

(商店会の役割)

- 第6条 商店会は、商店街が産業振興のみならず、地域の安全・安心の推進等地域における コミュニティを支える上で多面的で重要な役割を担っていることから、商店街の活性化 に努めるものとする。
- 2 商店会は、商店会を構成する事業者が行う事業の魅力の向上が商店街の活力ある成長 と発展をもたらすことから、当該事業者の創意工夫及び自助努力に基づく事業活動の促 進に努めるものとする。
- 3 商店会は、加入者を増やすことによりその組織力の強化を図るとともに、商店街において小売業等を営む事業者は、商店街の重要性を理解し、その活性化に協力するため、商店会に加入するよう努めるものとする。

(産業経済団体等の役割)

- 第7条 産業経済団体は、事業者が創意工夫及び自助努力に基づく事業活動を行うことができるよう、必要な環境整備に努めるものとする。
- 2 金融機関は、事業者が経営基盤を強化し、及び経営革新に取り組むことができるよう、 経営支援を行うことにより、産業振興の推進に寄与するよう努めるものとする。
- 3 教育研究機関は、産業振興に関する調査研究の成果の普及を図るとともに、産業振興を 担う人材を育成するよう努めるものとする。

(区民の役割)

第8条 区民は、産業が生活に必要とされる物やサービスを提供する等区民生活に密接に 関わっていることから、その消費活動を通じて産業振興の推進に寄与するよう努めると ともに、区、事業者又は商店会が行う産業振興を推進するための様々な取組に協力するよ う努めるものとする。

(産業振興施策の公表)

第9条 区長は、毎年1回、産業振興に関する主たる施策の実施状況を取りまとめ、これを 公表するものとする。

(産業振興会議の設置)

第10条 産業振興に関する基本的事項について調査審議するため、区長の附属機関として、 新宿区産業振興会議(以下「産業振興会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第11条 産業振興会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 次に掲げる事項について調査審議すること。
 - ア 基本的施策に係る重要な事項
 - イ 産業振興に関し、区長が諮問する事項
 - (2) 産業振興を図るために必要な事項について、区長に意見を述べること。

(組織)

- 第12条 産業振興会議は、委員13人以内をもって組織する。
- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、学識経験を有する者、区民及び事業者(法人その他の団体にあっては、その構成員)並びに商店会、産業経済団体、金融機関及び教育研究機関のそれぞれの関係者のうちから、区長が委嘱する。
- 4 前3項に定めるもののほか、産業振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、新宿区 規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において新宿区規則で定める日から施行する。

(新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 新宿区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 34 年新宿区条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

4. 新宿区産業振興会議規則

新宿区規則第58号

(趣旨)

第1条 この規則は、新宿区産業振興基本条例(平成23年新宿区条例第9号。以下「条例」 という。)第12条第4項の規定に基づき、新宿区産業振興会議(以下「産業振興会議」 という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(組織)

- 第3条 産業振興会議の委員の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 学識経験を有する者 3人以内
 - (2) 区民 1人
 - (3) 事業者(法人その他の団体にあっては、その構成員) 2人以内
 - (4) 商店会の関係者 1人
 - (5) 産業経済団体の関係者 4人以内
 - (6) 金融機関の関係者 1人
 - (7) 教育研究機関の関係者 1人

(会長及び副会長)

- 第4条 産業振興会議に会長1人及び副会長2人以内を置く。
- 2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、産業振興会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、産業振興会議が別に定めるところにより、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 産業振興会議は、会長が招集する。
- 2 産業振興会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 産業振興会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の 決するところによる。
- 4 産業振興会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見 を聴くことができる。
- 5 産業振興会議の会議は、公開を原則とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非 公開とすることができる。

(専門部会)

第6条 産業振興会議に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 専門部会に専門部会長を置き、専門部会長は専門部会に属する委員が互選する。
- 4 専門部会長は、専門部会を招集し、専門部会の事務を掌理し、専門部会の調査審議の 経過及び結果を産業振興会議に報告する。
- 5 専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、専門部会長が定める。

(庶務)

第7条 産業振興会議の庶務は、文化観光産業部産業振興課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、区長が別に 定める。

附則

この規則は、平成23年8月23日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新宿区産業振興会議 第7期 報告書

発行年月:令和7年8月

編集・発行:新宿区産業振興会議

事 務 局:新宿区文化観光産業部産業振興課

₹160-0023

東京都新宿区西新宿六丁目8番2号

電話 03-3344-0701

刊行物作成番号 2025-41-2803

※この印刷物は、森林資源の保護とリサイクル促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

※この印刷物は、業者委託により 550 部印刷製本しています。その経費として、1 部あたり 360 円 (税抜き) がかかっております。ただし、編集時の職員人件費や配送経費等は含んでいません。